



## Column

## 所長加納が思う つれづれなるコトバ

### 必要な経験

皆さんは年賀状をどれくらい送っていますか？

私はかなり数は少なくなりましたが、それでも自分が大切に考えている方には返信の有無に関わらず必ず送る様にしております。とはいえ一応誰から返信があったのか、年始からしばらくは確認するのですが、一月初旬のある日、仕事から自宅に帰ったら一通の封書を目にしました。宛名は見慣れない名前でしたが、高校時代の恩師（2、3年で担任）と同じ苗字だったので気になってすぐ確認しました。封書の中身を見ると、送り主は高校時代の恩師のお姉様であること、恩師は昨年亡くなったことが記されていました。

その恩師とは卒業後も年賀状のやり取りを行っていましたが、ここ数年は時流もあって恩師は年賀状をもう送らないと言っていました。それでもこちらから送ると律儀にご返送されてきておりました。その封書ではここ数年闘病されていたことも記されており、察するに年賀状の発送もしんどかったのかなと思います。このような形で訃報を知ることになったのは非常に寂しかったですが、何だかんだで年賀状のやり取りすることの意義を改めて感じた次第です。

私の中で恩師と思っている方は二人いて、一人は上記の高校時代の恩師。もう一人は大学時代のゼミの担当教授です。このお二方を恩師と思っている理由は、親身になって卒業後の進路について相談に乗って頂き、社会人としてどう生きていけば良いのかを厳しくも温かくご指導頂いたからです。

それ以外でも丁寧にご指導頂いた先生方はいらっしゃいましたが、このお二方は別格でした。違いは何かと考えた時、このお二方は社会人として何年か勤務を経験してから教職に就いていたのでした。それゆえ、社会人として必要なスキルは何か、マインドは何かというのを身をもって知っていた訳です。学校の教育の本質は、社会人としてしっかり働ける知力、精神力、体力を育むことです。

しかしながら私の学生時代は、社会人経験を持った教師はごく稀でした。社会人経験も無い教師が社会人として必要なスキル、マインドを教えたところで薄っぺらくなるのは明白です。そう考えると、教師として本当のスキルを身につけるには、社会人として一般企業で最低でも3年位勤務経験をすべきかと私は考えております（今ではそういう経歴をもつ教師も増えてはきましたが）。

このお二方の導きもあって、大学卒業後は大手飲食チェーンを運営する会社に就職しました。入社後、比較的順調に出世できたのは良かったのですが、一方で不満を感じておりました。それは「独立したいのであれば、経営者のマインドを持って経営者と同じように働かなければダメだ」と社長が言っていたからです。

その会社は一定の実績を残せば独立支援するシステムがあり、私もそれに魅力を感じ入社したのでマインドの部分では理解できても、経営者と同じような労働体系、従業員に対する福利厚生は実践しようにも難しいものがありました。これは他の社員も同様に思っていたようで、不満に思った社員の退職が後を絶たず慢性的に人材が不足し、更に労働時間が増えるという悪循環に陥っていました。

退職後改めてその会社がなぜそういう悪循環に陥ってしまったのかを考えた時、社長が一ヒラ社員として勤務したのがたった3か月しかないのが要因ではないかと思いました。社員を使って仕事をしたいのであれば、使われる経験を一定期間しないと社員の気持ちを理解することは難しいですよ。つまり将来こういう仕事をしたいと思ったのであれば、それに必要な知識、スキルを取得し、経験を意識的に積むことが何より重要と言えるのではないかと思います。既に起業されていても、そういった場合は外部にいくらでもあります。

もし自身の経験が足りないと感じるようであれば、外部でリスクリングしてみても如何でしょうか。



今月対応が必要な事項をリマインドします

- 1/ 6月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**2月末までに中間納税**をしなければなりません。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

- 2/ 事業者のうち前年1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**2月末までに償却資産税の第4期分の納税**をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**2/28(金)**までに納付の対応をお願い致します。  
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

- 3/ **2/17(月)**より個人の**所得税確定申告書の受付が開始されます(申告期限は3/17(月))**。

→令和6年中に事業をされていた方以外でも、確定申告が必要な場合がございます。特に令和6年中に「2箇所以上で給与の支払いを受けていた」「住宅ローンを組んでマイホームを購入した」「不動産を売却した」「株式、FX、先物取引、暗号資産などの売買を行った」「不動産の賃貸を開始した」「相続があった」などがあった方はお早めにご相談下さい。

- 3/ **2/3(月)**より**贈与税申告書の受付が開始されます(申告期限は3/17(月))**。

→税務上の贈与の範囲は広いので、令和6年中に無償で金銭や金銭以外の物を取得された方はお早めにご相談下さい。

News

事務所の最新ニュースをお伝えします

2/24(月)は天皇誕生日の振替休日ですが、業務日とさせていただきます。その代わりに3/18(火)は平日ですが、スタッフの確定申告の慰労のための特別休業日とさせていただきますので、業務は行いません。悪しからずご了承下さい。

## 医療費控除について

年末調整が終わりこれから本格的に確定申告シーズンに突入します。現在日本では、流行り病が猛威を振るっています。このような事情もあり、病院に罹る方も多いのではないのでしょうか？今回は、確定申告が迫っていますので、医療費控除についてご説明をしたいと思います。

### 医療費控除とは

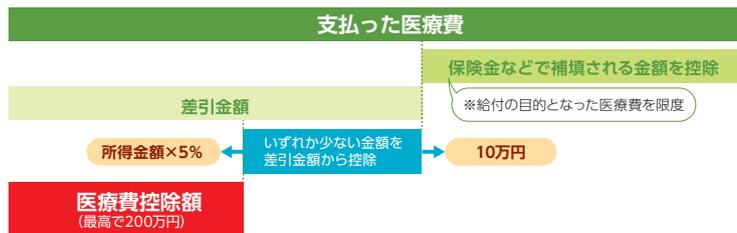
所得税額の計算上、納税者が本人または本人と生計を一にする配偶者その他親族（同居していなくても、生活費や学費等を本人が負担している親族も含まれる）のためにその年中に支払った医療費\*が、一定の金額以上ある場合に所得金額から控除できる制度です。

控除を受けるためには所得税の確定申告等が必須で、病院での領収書や薬局等で薬を買った際のレシートの内容を医療費控除の明細書へ転記し、確定申告書に添付する必要があります。

なお領収書類は5年間、自宅等での保管が必要です。

\*医療行為を受けたが未払いの医療費は、支払った年に医療費控除の対象

### 医療費控除の計算方法



### 医療費控除の適用対象となる医療費

基本的には、治療行為であるか否かが判断材料になります。

例えば、白内障や緑内障の手術後、視力回復の為に購入したメガネは治療の一環として医療費控除が認められますが、視力矯正の目的で購入したメガネは治療行為にはあたらないため、通常は医療費控除の対象外となります。

### 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

通常の医療費控除は一定金額以上の医療費があると適用を受けられる可能性はありますが、一般的にそのハードルは高いです。そのため、セルフメディケーション税制が「特例」として平成30年に創設されました。この制度はその年に健康診断等を受診し、且つ1年間に支払った医療費が12,000円を超えれば、超えた部分を所得から控除できます(但し88,000円が上限)。なお対象となる医療費は、コンビニや薬局で販売されているスイッチOTC医薬品のみです。

右のマークを見たことがある方も多いのではないのでしょうか？スイッチOTC医薬品には、パッケージにこのマークがあり、レシートには★マークなどが印字されています。

但しこのセルフメディケーション税制は、通常の医療費控除との併用ができませんが、いずれも適用が可能な場合は有利な方を選択して申告することになります。

セルフメディケーション  
税 控除 対象

000112\*\*カネハクメント  
000115\*\*ムカダインキョウ

### まとめ

医療費控除は年末調整の対象外になるため、会社員やアルバイト・パートなどの給与所得者でも自身で確定申告を行わなければなりません。通常の医療費控除では控除が受けられない人も、セルフメディケーション税制なら控除が受けられるかもしれません。国が医療費の増加を防ぐために作ってくれた優しい制度です。正しく理解して、医療費の領収書等は捨てずに集計してみて、適用出来そうであれば確定申告することをおススメ致します。

不明点がある方や、ご自身での申告が不安な方は当事務所までご相談ください。

## ① 令和7年1月から、税務署に書面で提出した申告書等の控えに收受日付印の押なつが行われなくなりました。

今後は必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をすることになります。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しするとのことです。郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名(業務センター名)を記載したリーフレットを同封して返送するとのことです。

但し、確定申告書の控えに上記のリーフレットを添付したとしても、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関に提出する所得を証明する書類にはなりません。この場合、納税証明書の交付請求(手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円(オンライン申請の場合は370円))を行って、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得し、提出して下さい。

また書面で提出した個人の方による所得税申告書等の情報の確認方法については、以下のものがございます。

### ・申告書等情報取得サービス

パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得することができます。なお、利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。



### ・保有個人情報の開示請求

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。但し、写しの交付の場合は1か月程度かかります。手数料は、300円(オンライン申請の場合は200円)です。



### ・税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧(謄写及び写真撮影も可)することができます。



ご自身で確定申告等を行う場合は、十分にご留意頂ければと存じます。



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

